

8福薬発第176号
令和8年9月28日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

「令和8年度医療機関等における経営状況等に関する臨時調査」について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

中央社会保険医療協議会および厚生労働省保険局による標記調査は、令和8年度診療報酬改定後の病院、一般診療所、歯科診療所および保険薬局における経営状況等の実態を明らかにすることを目的として実施されるもので、無作為に抽出された約12,000施設が対象となっております。

調査対象に選定された保険薬局には、令和8年9月14日（月）に調査依頼状が發送されており、回答期限は令和8年11月10日（火）となっております。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査対象となった保険薬局より照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるようご協力をお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 297 号
令 和 8 年 9 月 18 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会長印省略)

「令和8年度医療機関等における経営状況等に関する臨時調査」について

標記について、中央社会保険医療協議会会長、厚生労働省保険局局長から別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

当該調査は、令和8年度診療報酬改定後の保険医療機関・保険薬局の経営状況等を把握することを目的に実施されるものです。

調査票（Web 回答のための URL）は無作為抽出された保険薬局に送付されており、本年 11 月 10 日（火）までに回答することが求められます。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査客体となった薬局から問い合わせがあった場合などには、迅速かつ的確な回答が行われますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(別添)

「医療機関等における経営状況等に関する調査」について

(令和8年9月14日付け、中央社会保険医療協議会 会長 城山 英明、
厚生労働省保険局 局長 宮崎 敦文)

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保健医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会におきましては、昨年度、2年に1度の医療経済実態調査を実施したところではありますが、本年度においても、令和8年度診療報酬改定後の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにすることを目的として、「令和8年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査」を実施することとし、令和8年9月14日に調査対象施設へ調査依頼状を送付いたします。

日々の診療などでお忙しい状況であるとは存じますが、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

調査依頼状は無作為抽出した医療機関等に送付いたしますが、調査対象となった医療機関等におかれましては、有効回答率向上のためご回答いただけますよう、会員等の方々に対し、ご周知方ご協力を賜りたくご依頼申し上げます。

なお、本調査に当たりましては、7月に発生した令和8年熊本地震の影響に鑑み、熊本県内の医療機関等への調査依頼は差し控えさせていただいておりますことを申し添えます。

敬具

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

令和8年9月14日

中央社会保険医療協議会

会 長 城山 英明

厚生労働省保険局

局 長 宮崎 敦文

料金後納
郵便

宛先

令和8年度

医療機関等の 経営状況に係る臨時調査



政府統計

中央社会保険医療協議会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

調査票の提出期限

令和8年11月10日(火)

厚生労働省ホームページにおける本調査のご案内

以下URLからご案内しております。〔調査協力依頼状到着時より、閲覧可能です。〕

「令和8年度 医療機関等の経営状況に係る臨時調査について」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/2026/09/tp0914-1.html>

この調査は、令和8年度診療報酬改定後の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における
医療経営の実態を明らかにすることを目的として実施いたします。
日々の診療などでお忙しいなかとは存じますが、ぜひともご協力賜りますようお願い申し上げます。

《受託事業者》(送付元)

※調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

月曜日～金曜日
(祝日を除く)

9:00



17:00

照会先



TEL

0120-035-657



メールアドレス info@jiccho2026.jp



URL

<https://www.jiccho2026.jp>

事務局

〒100-0013

東京都千代田区霞が関

三丁目2番1号

霞が関コモンゲート 西館20階

株式会社健康保険医療情報総合研究所

← 公的統計調査にご協力ください (矢印の方向からお開けください)

開設者様・管理者様

「令和8年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査」へのご協力のお願い

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申などを行っておりますが、このたび、「令和8年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査」を実施することといたしました。

この調査は、令和8年度診療報酬改定後の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営の実態を明らかにすることを目的として実施いたします。

今回の調査に当たっては、調査対象約12,000施設を無作為に抽出いたしました。

ご回答は、原則全ての調査項目についてお願い申し上げます。

なお、この調査業務・集計業務は株式会社健康保険医療情報総合研究所に委託しています。

また、この調査は統計法に基づき一般統計調査として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査票は集計して調査結果を得るためだけに使われます。

この調査の内容に関するご質問は、厚生労働省の調査事務局にご連絡いただきたく存じます。

厚生労働省としましては、今後も社会保険診療報酬の充実に努めてまいりますので、ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

中央社会保険医療協議会 会長 城山 秀明
厚生労働省保険局 局長 宮崎 敦文

以下の本調査WEBサイトのURL

よりご回答ください。



<https://www.jiccho2026.jp>



■ 電子調査票の種類

どちらかお選びください。

Web版

手軽さと共有の利便性

専用ソフト不要で、インターネット
接続があれば利用可能。
遠隔地からの共有が容易。

Excel版

Excelを使い慣れている

Excel版は馴染みのある環境で入力
可能。

Microsoft Office デスクトップアプリ版の
ご利用を推奨します

電子調査票のご利用手順は **P.1以降** からご説明いたします。

←矢印の方向からお開けください

医療機関等の経営状況

に係る調査

ID・パスワード連絡のご案内と調査の回答方法について

以下の本調査WEBサイトのURL

よりご回答ください。



<https://www.jiccho2026.jp>



貴院のログイン情報

ID :

パスワード :

読み方 :

COPY

..... ● ● Web版 共通 Excel版 ● ●

STEP 01

調査対象施設専用の ホームページへのアクセス（ログイン）

- ① インターネットブラウザに次のURLを入力してください。
<https://www.jiccho2026.jp>
※ 本ホームページは調査票到着時よりご利用・閲覧が可能です。
- ② 上記のURLを入力すると、ログイン画面が表示されます。
- ③ 本案内状当ページ上部の『ID・パスワード連絡のご案内と調査の回答方法について』に記載されている「ID」（ログインID）及び「パスワード」を入力します。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

STEP 02

基本情報登録

- ① ログイン後、基本情報登録をしてください。



- ② 「登録」ボタンクリックにより、基本情報登録完了します。



STEP 03

電子調査票の選択

- ① 「戻る」ボタンクリックすると、以下の画面が表示されます。ご利用を希望される電子調査票いずれかを選択し、ボタンをクリックしてください。



Web版

P.3 STEP
W1

Excel版

P.4 STEP
E1

STEP
W1

調査票Web版へのアクセス

- ① 調査票Web版を選択された場合、最初に記入者情報を登録します。

- ② 記入者情報登録後、調査項目へのご回答が行えるようになります。

※ ご回答の内容を紙面にて管理されたい場合、緑枠の印刷ボタンをご利用ください。

STEP
W2

調査票によるご回答

- ① 回答を実施し、画面下部にある確定ボタンをクリックすると、入力値に対するエラーが表示される場合がございます。
- ② 表示されたエラーに従い、入力値の見直しと修正をし、再度「確定」ボタンをクリックしてください。

STEP
W3

調査票の提出

- ① 全ての項目に回答したら、「確定・提出」ボタンをクリックしてください。

STEP
E1

調査票エクセル版へのアクセス

- ① 「ステップ1」のボタンからエクセル調査票をダウンロードして、デスクトップ等に保存をしてください。

STEP
E2

調査票によるご回答

- ① 全ての回答入力後、最後に確認シートをご確認いただき、表示されたメッセージに従い、入力値の見直しと修正を行ってください。
- ② 必ず上書き保存をしてください。

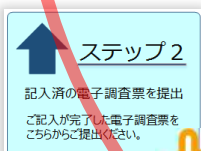
第1 基本データ
未入力 0箇所
エラー 0箇所
ありがとうございます。「第1 基本データ」は、全て入力されました。

第2 損益
未入力 0箇所
エラー 0箇所
ありがとうございます。「第2 損益」は、全て入力されました。

STEP
E3

調査票の提出

COPY



- ① 「ステップ2」のボタンをクリックしてください。

記入済の調査票Excel版の提出（アップロード）
1. 次の電子調査票の選択ボタンをクリックし、ご記入いただいた電子調査票を選択してください。

記入済み
調査票Excel版の選択

(未選択)

- ② 上記画面が表示されます。「記入済み調査票EXCEL版の選択」をクリックしてください。

記入済の調査票Excel版の提出（アップロード）
1. 次の電子調査票の選択ボタンをクリックし、ご記入いただいた電子調査票を選択してください。

記入済み
調査票Excel版の選択

電子調査票_H000000.xlsx

2. 準備が完了しました。下の「電子調査票を提出する」ボタンより、処理を開始してください。

電子調査票を提出する

- ③ 「電子調査票を提出する」をクリックしてください。



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全

令和8年度

医療機関等の経営状況に係る臨時調査

(保険薬局調査票)

(提出期限 令和8年11月10日)

施設ID :

保険薬局名 :

● ↓ ご記入ください。

法人番号

保険薬局コード

※法人番号の活用による政府統計の精度向上に資するため、法人番号の記入にご協力をお願いします。

※法人番号欄には、国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。

なお、個人事業主については、法人番号欄に「0(ゼロ)」を記入して下さい。

※保険薬局コードには、都道府県コード(2桁) + 調剤点数表コード(1桁) + 保険薬局コード(7桁) = 10桁を入力してください。

● 『基本情報登録』でご登録いただいた「担当者」と「調査票記入者」が同じ場合は、右の□欄に“1”を入れてください(「✓」と表示されます)。

(フリガナ) 記入者氏名		部署	
連絡先	電話番号	-	FAX番号
	e-mail		

↓ 公認会計士等に記入を外部委託している場合は右の□欄に“1”を入れてください(「✓」と表示されます)。

下記欄は疑義照会にあたり、当該公認会計士等へ直接連絡をとってよい場合のみ記載してください。

公認会計士又は税理士 氏名	
連絡先	電話番号
	e-mail

※ 記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、以下までご相談ください。

<お問い合わせ先>

厚生労働省 医療機関等における経営状況に係る臨時調査事務局

フリーダイヤル

0120-035-657

メールアドレス

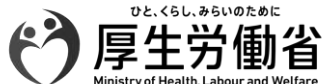
info@jiccho2026.jp

ホームページ

<https://www.jiccho2026.jp>

受付時間

9:00~17:00 ※月曜日~金曜日(祝日は除く)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴薬局の開設主体

(令和8年9月30日現在、該当する番号を記入してください。)

1 法人	①	
2 個人		

2 貴薬局の活動状況

(令和8年9月30日現在、該当する番号を記入してください。)

1 令和7年6月～9月、令和8年6月～9月及び現在、活動している	②	
2 その他(令和7年6月2日以降に開設、現在は休止、廃止等)		

※回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。

3 調剤基本料の状況

(該当する番号を記入してください。)

算定している 調剤基本料	1. 調剤基本料1 2. 調剤基本料2 3. 調剤基本料3ーイ 4. 調剤基本料3ーロ	令和8年6月以降
	5. 調剤基本料3ーハ 6. 特別調剤基本料A 7. 特別調剤基本料B	③

4 消費税の経理方式

(該当する番号を記入してください。)

1 税込	④	
2 税抜		

※次頁以降で記入していただく金額等は、ここで選択した経理方式に従って記入してください。

5 賞与引当金の計上有無

(該当する番号を記入してください。)

1 あり	⑤	
2 なし		

※賞与引当金を計上しているが、本調査の回答時点では、6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合も「1」を記入してください。

6 退職給付引当金の計上有無

(該当する番号を記入してください。)

1 あり	⑥	
2 なし		

※退職給付引当金を計上しているが、本調査の回答時点では、6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合も「1」を記入してください。

7 夏期賞与1人あたり支給額の状況(前年比)

(該当する番号を記入してください。)

1 増額した	⑦	
2 変化なし		
3 減額した		

8 職員数

(常勤職員及び非常勤職員の合計人数を記入してください。)

令和7年9月30日時点	⑧		人
令和8年9月30日時点	⑨		人

9 ベースアップ評価料の算定状況

(令和8年9月30日現在、該当する番号を記入してください。)

算定状況	1 あり 2 なし	⑩	
------	--------------	---	--

COPY

第2 損 益

- 令和7年6月から9月まで、令和8年6月から9月までそれぞれの収益及び費用の額を記入してください。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、調査対象となった薬局分のみを推計して記入してください。
- 費用のうち医薬品等費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を薬局単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ありましたら、コールセンター（0120-035-657）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

I 収益

科 目	金額(令和7年6月から9月まで)		金額(令和8年6月から9月まで)	
1 保険調剤収益(患者負担含む)	①	円	⑤	円
2 公害等調剤収益	②	円	⑥	円
3 その他の薬局事業収益	③	円	⑦	円
収益合計	④	0 円	⑧	0 円

II 介護収益

保険薬局として介護保険事業を実施している場合、収益を下記の表に記入してください。

保険薬局として介護保険事業を実施していない場合、右の□欄に“1”を入れてください(「✓」と表示されます)。

科 目	金額(令和7年6月から9月まで)		金額(令和8年6月から9月まで)	
介護収益合計	⑨	円	⑩	円

III 費用

科 目	金額(令和7年6月から9月まで)		金額(令和8年6月から9月まで)	
1 給与費(※1)	⑪	円	③①	円
(うち)賞与(※2)	⑫	円	③②	円
(うち)賞与に係る法定福利費	⑬	円	③③	円
(うち)賞与引当金繰入額(※3)	⑭	円	③④	円
(うち)退職金支払額(※2)	⑮	円	③⑤	円
(うち)退職給付引当金繰入額(※3)	⑯	円	③⑥	円
2 医薬品等費	⑰	円	③⑦	円
(うち)調剤用医薬品費(※4)	⑱	円	③⑧	円
(うち)一般用医薬品費 (要指導医薬品を含む)(※4)	⑲	円	③⑨	円
3 委託費	⑳	円	④①	円
(うち)人材委託費	㉑	円	④②	円
4 減価償却費	㉒	円	④③	円
(うち)建物減価償却費	㉓	円	④④	円
(うち)調剤用機器減価償却費	㉔	円		円

5 その他の経費	㉔		円	㉕		円
（うち）設備機器賃借料	㉖		円	㉖		円
（うち）調剤用機器賃借料	㉗		円	㉗		円
（うち）水道光熱費	㉘		円	㉘		円
（うち）控除対象外消費税等負担額（※5）	㉙		円	㉙		円
費用合計	㉚	0	円	㉚	0	円

- ※1 （給与費の合計額の記載）賞与引当金、退職給付引当金の計上の有無により記入方法が異なるため、記入要領をご覧ください。
- ※2 （賞与、退職金支払額の記載）賞与引当金、退職給付引当金の計上の有無により記入方法が異なるため、記入要領をご覧ください。
- ※3 （賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額の記載）賞与引当金、退職給付引当金を計上して経理していない等、記入が困難な場合は、「－」を記入してください。
- ※4 調剤用医薬品費、一般用医薬品費を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「－」を記入してください。
- ※5 経理方式が税抜きの場合のみ記入してください。

Ⅳ 損益差額

科 目	金額（令和7年6月から9月まで）	金額（令和8年6月から9月まで）
損益差額（収益合計＋介護収益合計－費用合計）	㉛ 0 円	㉜ 0 円

COPY

自由記載欄

令和8年度 医療機関等の経営状況に係る臨時調査 に対するご意見

このたびは、「令和8年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査」にご協力いただきありがとうございます。本調査の改善に役立てるため、本調査に関するご意見等ございましたら、以下にご記入ください。（本シートの記載は任意となります。）

COPY

調査は以上です。お忙しいところご協力ありがとうございました。
本ファイルは削除せず、院内で保管ください。

事務局記入欄	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



政府統計

+

令和 8 年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査
保険薬局調査票 記入要領

COPY



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

中央社会保険医療協議会

<お問い合わせ先>

厚生労働省 令和 8 年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査事務局

フリーダイヤル	0 1 2 0 - 0 3 5 - 6 5 7
メールアドレス	info@jiccho2026.jp
ホームページ	https://www.jiccho2026.jp
受付時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ※月曜日～金曜日（祝日は除く）

※ 記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、
上記までご相談ください。

目 次

I	調査の概要	2
II	調査についての注意事項	3
	「第1 基本データ」の記入要領	4
	「第2 損益」の記入要領	5
参考資料	「その他の経費」について	10

COPY

令和8年度医療機関等の経営状況に係る臨時調査（保険薬局調査票）

I 調査の概要

1 調査の目的

令和8年度診療報酬改定後の保険薬局における経営状況を明らかにすることを目的とします。

2 調査の対象及び客体

(1) 調査の対象

保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち、1か月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とします。

(2) 調査の客体

調査対象となる保険薬局を、地域別及び開設者別に層化し、1／20を無作為に抽出して客体を選定します。

3 調査の主体

厚生労働省中央社会保険医療協議会が実施します。

4 調査対象の時期

令和7年度会計期間における令和7年6月から9月及び令和8年度会計期間における令和8年6月から9月の2期間の状況について調査します。

5 調査票の内容

(1) 第1 基本データ

(2) 第2 損益

6 調査の方法

保険薬局の管理者が記入します。

7 調査票の提出期限

「電子調査票のご利用ガイド」をご覧ください、令和8年11月10日までにホームページにて**電子調査票を提出**してください。

Ⅱ 調査についての注意事項

1 一般的事項

- (1) この調査は、統計法に基づき一般統計調査として承認されています。
安心して調査に回答できるよう、調査関係者に対しては、調査で知り得た内容について秘密を保護することが統計法第 41 条で規定されています。また、統計法第 39 条で調査票情報を適正に管理すること、第 40 条で調査票情報を統計調査の目的以外に使用してはならないことがそれぞれ規定されています。
調査票は外部の人の目に触れないよう厳重に管理され、集計して調査結果を得るためだけに使われます。行政上の経営管理や税務調査のための資料として使用することは絶対にありません。
- (2) この調査は、薬局の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって、薬局と家計とに共通的に利用されるものについては、両者を区分して薬局に利用される部分をできるだけ正確に把握し、記入してください。
- (3) 法人全体で包括して経理を行っているような場合には、それぞれの面積、収入、従事者数などにより按分して、調査客体となった施設分のみ記入してください。
- (4) 保険薬局として調査客体となったが、休・廃止した場合は、の「第 1 基本データ 2 貴薬局の活動状況」に「2」と回答してください。

2 調査票の記入

- (1) 数字を記入する欄が 0 の場合は「0」を必ず記入してください。
- (2) 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。

「第1 基本データ」の記入要領

○ 特に示してあるもののほかは、令和8年9月30日現在の事実について記入してください。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1 貴薬局の開設主体
[調査票①欄] | 貴薬局が該当する開設主体の番号を記入してください。 |
| 2 貴薬局の活動状況
[調査票②欄] | 貴薬局が該当する活動状況の番号を記入してください。
回答が「2」の場合は、ここで本調査は終了となります。 |
| 3 調剤基本料の状況
[調査票③欄] | 算定している調剤基本料の番号を記入してください。 |
| 4 消費税の経理方式
[調査票④欄] | 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について、貴薬局が適用している経理方式の番号を記入してください。

1 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式（消費税を納めていない免税事業者は全てこの方式となります。）

2 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する。 |
| 5 賞与引当金の計上有無
[調査票⑤欄] | 賞与引当金の計上について、貴薬局が該当する番号を記入してください。 |
| 6 退職給付引当金の計上有無
[調査票⑥欄] | 退職給付引当金の計上について、貴薬局が該当する番号を記入してください。 |
| 7 夏期賞与1人あたり支給額の状況（前年比）
[調査票⑦欄] | 夏期賞与1人あたり支給額の状況について、貴薬局が該当する番号を記入してください。 |
| 8 職員数
[調査票⑧⑨欄] | 常勤職員及び非常勤職員の合計人数を記入してください。 |
| 9 ベースアップ評価料の算定状況等
[調査票⑩欄] | ベースアップ評価料の算定状況について、該当する番号を記入してください。 |

「第2 損益」の記入要領

- 提供した薬局事業に関連するすべての収益（支払基金・国保連等に請求中の未収分を含む）と、これに対応するすべての費用（未払分を含む）を記入してください。
ただし、家計分は含めないでください。
- 損益計算書（収支決算書）の数字を基礎として記入してください。
- 法人全体で包括して経理を行っているような場合でも、当該薬局分のみを推計して記入してください。
- 医薬品等費のうち特定保険医療材料費を区分して経理しておらず、改めて調べるのが困難な場合は、直近1ヶ月分等の割合を調べて按分して記入してください。

＜按分の計算例＞

$$\text{特定保険医療材料費} = \text{医薬品等費の総額} \times \frac{\text{直近1ヶ月分等（※）の特定保険医療材料費}}{\text{直近1ヶ月分等（※）の医薬品等費}}$$

※直近1ヶ月分、直近3ヶ月分など、医薬品等費と特定保険医療材料費の割合を適切に反映していると思われる期間を調査して使用。

- 費用のうち医薬品等費を区分して経理していないなど収益・費用の内訳を記入することが困難な場合や、税金等を薬局単位で算出することが困難な場合など、記入に当たってお困りの点・ご不明な点等ございましたら、コールセンター（0120-035-657）にご相談ください。
- 数字を記入する欄が0の場合は「0」を必ず記入してください。

I 収益 [調査票①～⑧欄]

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1 保険調剤収益
(患者負担含む)
[調査票①⑤欄] | 健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額を記入してください。 |
| 2 公害等調剤収益
[調査票②⑥欄] | 公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額を記入してください。 |
| 3 その他の薬局事業収益
[調査票③⑦欄] | 自費診療による調剤収益、一般用医薬品、化粧品、雑貨等の販売収益などの金額を記入してください。
また、受取利息、配当金、退職給付引当金、徴収不能引当金などの諸引当金の戻入額などの金額も、この欄に含めて記入してください。 |

保険等査定減については、この欄から減算し調整してください。

- ・月次決算で保険等査定減額を把握可能な施設は、6月から9月で把握可能な範囲の金額で調整してください。
- ・月次決算で保険等査定減額を把握することが難しい施設は、前年度の実績の4/12の金額で調整してください。
- ・保険等査定減調整後の金額がマイナスになる場合は「－」を付してください。

II 介護収益 [調査票⑨⑩欄]

保険薬局として介護保険事業を実施している場合、「II 介護収益」を記入してください。
保険薬局として介護保険事業を実施していない場合、チェック欄“□”に“レ”を記入してください。

Ⅲ 費用
[調査票⑪～⑤⑩欄]

1 給与費
[調査票⑪③④欄]

「Ⅰ 収益」に対応する費用の額を記入してください。

(前提：本調査における給与費関係の記入方法の趣旨)

賞与・退職金支払額については、支給時期や退職発生時期により期間損益が変動しやすい中で、6月～9月の経営実態を比較可能とする目的から、損益の計算上は実支払額ではなく引当計上額（計上額が不明な施設や未計上の施設は推計額）ベースで費用認識を行うこととしています。

なお、賞与については実際の支払額も把握するため、賞与引当金を計上する施設であっても、個別科目としての記入欄では支給した実額を記入する形としています。

調査対象となった薬局で直接業務に従事する役員・職員に対する、次の（１）～（６）までの費用について、**各定義の内容を踏まえて**合計額を計算し、記入してください。（下表は計算式のイメージ）

		退職給付引当金の計上		
		あり	あり（金額未定）	なし
賞与引当金の計上	あり	給料 + 賞与（０） + 賞与引当金繰入額 + 退職金支払額（０） + 退職給付引当金繰入額 + 法定福利費	給料 + 賞与（０） + 賞与引当金繰入額 + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費	給料 + 賞与（０） + 賞与引当金繰入額 + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費
	あり（金額未定）	給料 + 賞与（金額未定） + 賞与引当金繰入額 + 退職金支払額（０） + 退職給付引当金繰入額 + 法定福利費	給料 + 賞与（金額未定） + 賞与引当金繰入額（０） + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費	給料 + 賞与（金額未定） + 賞与引当金繰入額（０） + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費
	なし	給料 + 賞与 + 賞与引当金繰入額（０） + 退職金支払額（０） + 退職給付引当金繰入額 + 法定福利費	給料 + 賞与 + 賞与引当金繰入額（０） + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費	給料 + 賞与 + 賞与引当金繰入額（０） + 退職金支払額 + 退職給付引当金繰入額（０） + 法定福利費

役員・職員が同一法人の保有する複数の薬局等に勤務しているなど、薬局単位の給料等を把握していない役員・職員がいる場合は、当該役員・職員の勤務時間、収益額など、当該役員・職員の給料等を最も適切に反映していると思われる係数で按分してください。

<按分の計算例>

役員 A の調査対象薬局分の給料等 ＝

役員 A の給料等総額 × $\frac{\text{役員 A の調査対象薬局での勤務時間（※）}}{\text{役員 A の総勤務時間（※）}}$

※当該役員・職員の勤務時間、収益額など、当該役員・職員の給料等を最も適切に反映していると思われる係数を使用。

(1) 給料

常勤職員及び常勤職員以外の者に対する給与額。

給料（本俸又はこれに準ずるもの）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給したすべてのものが含まれます。

個人薬局で、青色事業専従者に支給した給与も含めてください。

(2) 賞与

賞与、期末手当等の一時金の金額。

・ 賞与引当金を計上している薬局は、給与費の合計額の計算においては0と想定してください。

※なお引当金を計上しているが、本調査の回答時点では6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合、下記計上していない薬局の記入方法に従ってください。

・ 賞与引当金を計上していない薬局は、

- ・ 年間支給額が決定している場合は、年間支給額の4/12の額、
 - ・ 夏季賞与の金額が決定しているが、年間支給額が決定していない場合は、夏季賞与の支給額の8/12の額
- としてください。

個人立薬局で、青色事業専従者に支給した賞与についても含めた上で、上記の各記入方法に従ってください。

(3) 賞与引当金繰入額

当該会計期間に係る見積額のうち6月から9月分までの額。（※賞与引当金を計上して経理していない等、把握が困難な場合は計算上は0と想定してください）

(4) 退職金支払額

・ 退職給付引当金を計上している薬局は、給与費の合計額の計算においては0と想定してください。

※なお引当金を計上しているが、本調査の回答時点では6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合、下記計上していない薬局の記入方法に従ってください。

・ 退職給付引当金を計上していない薬局は、調査票を記入している時点で、当該会計期間で支給が確定済み（定年や退職意思表示があったもの等）の金額を4/12した額。

(5) 退職給付引当金繰入額

退職給付引当金制度がある薬局は、退職給付引当金として繰入れた額。（※退職給付引当金制度がない等、把握が困難な場合は計算上は0と想定してください）

(6) 法定福利費

法令に基づいて支給した次の①～③までの費用の合計額。

- ① 給料に係る健康保険料、介護保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額
- ② 賞与に係る健康保険料、介護保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額

③ 労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担額

(うち)賞与

[調査票⑫③②欄]

賞与、期末手当等の一時金の金額。

- ・ **賞与引当金を計上している薬局**は、6月から9月に支給した実額
※なお引当金を計上しているが、本調査の回答時点では6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合、下記**計上していない薬局の記入方法**に沿って記入してください。
- ・ **賞与引当金を計上していない薬局**は、
 - ・ 年間支給額が決定している場合は、年間支給額の4/12の額、
 - ・ 夏季賞与の金額が決定しているが、年間支給額が決定していない場合は、夏季賞与の支給額の8/12の額を記入してください。

個人立薬局で、青色事業専従者に支給した賞与についても含めた上で、上記の各記入方法に沿って記入してください。

(うち)賞与に係る法定福利費

[調査票⑬③③欄]

賞与に係る健康保険料、介護保険料、年金保険料及び児童手当拠出金の事業主負担額。

(うち)賞与引当金繰入額

[調査票⑭③④欄]

当該会計期間に係る見積額のうち6月から9月分までの額。（※賞与引当金を計上して経理していない等、記入が困難な場合は「一」を記入）

(うち)退職金支払額

[調査票⑮③⑤欄]

当該会計期間に支給が確定している退職金の額。

- ・ **退職給付引当金を計上している薬局**は0を記入
※なお引当金を計上しているが、本調査の回答時点では6月から9月までの計上額が未定である等の事情により、具体的な金額の把握が困難である場合、下記**計上していない薬局の記入方法**に従ってください。
- ・ **退職給付引当金を計上していない薬局**は、調査票を記入している時点で、当該会計期間で支給が確定済み（定年や退職意思表示があったもの等）の金額を4/12した額を記入してください。

(うち)退職給付引当金繰入額

[調査票⑯③⑥欄]

退職給付引当金制度がある薬局は、退職給付引当金として繰入れた額。（※退職給付引当金制度がない等、記入が困難な場合は「一」を記入）

2 医薬品等費

[調査票⑰③⑦欄]

費消した医薬品、材料等について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。

医薬品等費とは、調剤用医薬品、一般用医薬品、材料費、その他品目（化粧品、雑貨等）の費消額をいいます。

貴薬局の経営実態に応じ、下記のとおり算出してください。

- (1) 損益計算書（収支決算書）を作成し、「医薬品等費」は「調剤用医薬品費」を独立科目として表示している場合
損益計算書（収支決算書）の額
- (2) (1)に該当しない場合
購入額

(うち)調剤用医薬品費

[調査票⑱③⑧欄]

医薬品等費のうち、保険調剤で費消した医薬品の額を記入してください。

調剤用医薬品を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「一」を記入してください。

(うち) 一般用医薬品費 (要指導医薬品を含む) [調査票⑲⑳欄]	医薬品等費のうち処方箋を必要としない市販薬等の医薬品 (要指導医薬品を含む) の額を記入してください。 一般用医薬品を区分して経理していない等、記入が困難な場合は、「ー」を記入してください。
3 委託費 [調査票㉑㉒欄]	委託をした場合及び派遣労働者を受け入れた場合の業務の対価としての費用を記入してください。
(うち) 人材委託費 [調査票㉑㉒欄]	派遣労働者を受け入れた場合の業務の対価としての費用及び職員の採用に当たって支払した紹介手数料を記入してください。
4 減価償却費 [調査票㉓㉔欄]	建物、建物附属設備、医療用器械備品、車両船舶などの減価償却費の実績を記入してください。
(うち) 建物減価償却費 [調査票㉓㉔欄]	建物の減価償却費の実績を記入してください。
(うち) 調剤用機器減価償却費 [調査票㉕㉖欄]	調剤用機器の減価償却費の実績を記入してください。
5 その他の経費 [調査票㉗㉘欄]	支払又は費消した金額を記入してください。 「その他の経費」に該当する費目は、10頁の「参考資料」を参考にし、その合計額を記入してください。
(うち) 設備機器賃借料 [調査票㉙㉚欄]	固定資産に計上を要しない設備、機器の使用料 (リース料、レンタル料) の実績を記入してください。
(うち) 調剤用機器賃借料 [調査票㉙㉚欄]	調剤用機器の使用料 (リース料、レンタル料) の実績を記入してください。
(うち) 水道光熱費 [調査票㉛㉜欄]	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用の合計額を記入してください。ただし、車両関係費に該当するものは除きます。
(うち) 控除対象外消費税等負担額 [調査票㉝㉞欄]	経理方式が税抜の場合のみ記入してください。 当該会計期間に係る見積額のうち6月から9月分まで) において、税法上損金に算入している控除対象外消費税額等 (仕入税額控除ができない仮払消費税額 (地方消費税含む)) の金額を記入してください。 ※法人全体の総額しか把握していない場合には、総額を消費税課税対象費用額 (「医薬品等費」 + 「委託費」 + 「その他の経費のうち消費税課税対象費用 (設備機器賃借料を含む) 」) の割合で按分し、調査対象となった保険薬局分の負担額を記入してください。 この按分が不可能な場合は、医業・介護費用額、職員数などを用いて計算してください。 <按分の計算例> 調査対象薬局の控除対象外消費税等負担額 = $\text{法人全体の控除対象外消費税等負担額} \times \frac{\text{調査対象薬局の消費税課税対象費用額}}{\text{法人全体の消費税課税対象費用額}}$
IV 損益差額 [調査票㉟㊱欄]	自動計算された値が表示されます。

参考資料

「その他の経費」について

- 「第2 損益」の「Ⅲ 費用」において「5 その他の経費」に含まれる費目は次のとおりです。
- これら費目で、発生主義の原則に基づき、支払（未払分を含む）又は費消した金額の合計額を記入してください。

福利厚生費	福利施設負担額、厚生費など従業員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費（教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与）
旅費交通費	業務のための出張旅費。ただし、研究、研修のための旅費を除く。
職員被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、作業衣などの費用
通 信 費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用
広告宣伝費	機関誌、広報誌などの印刷製本費、電飾広告等の広告宣伝に係る費用
消耗品費	会計伝票など薬局用・事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額。ただし、材料費に属するものは除く。
消耗器具備品費	事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものの費消額
車 両 費	業務用乗用車、船舶などの燃料、車両検査などの費用
会 議 費	運営諸会議など局内管理のための会議の費用
水道光熱費	電気料、ガス料、水道料、石油、プロパンガスなどの費用
修 繕 費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用（固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は含まれません。）
賃 借 料	設備、器械の使用料などの費用（リース料、レンタル料） ただし、土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料に属するものを除く。
土地賃借料	土地の賃借料
建物賃借料	建物、部屋の賃借料
設備機器賃借料	調剤用機器を含む設備機器の賃借料
損害保険料	火災保険料、薬剤師賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用

交 際 費	接待費及び慶弔など交際に要する費用
諸 会 費	各種任意団体に対する会費、分担金などの費用
租税公課	(1) 固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税などの租税で、原則として税法上損金に算入されるもの (2) 社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費（薬剤師会費など）、賦課金
医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額
研究費・研修費	研究材料の費用、研究・研修用図書の購入費、学会への参加旅費などの費用
本部費配賦額	法人立の場合など、本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用
利子割引料	銀行その他金融機関からの借入金に対する利息、他の会社からの借入金の利息、受取手形の割引料など
有価証券売却損	売買目的で所有する有価証券を売却した場合の売却損
患者外給食用材料費	従業員等患者以外に提供した食事に対する材料費。ただし、給食業務を委託している場合には、患者外給食委託費とする。
調剤費減免額	患者に無料又は低額な料金で診療を行う場合の割引額など
医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
貸倒引当金医業外繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿額に不足する差額
固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用
災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損と復旧に関する支出の合計額
雑 費	寄付金など上記の科目に属さない費用など
控除対象外消費税等負担額	仕入れの際に支払った消費税のうち、仕入れ税額控除できない額（経理方式が「税抜」の場合のみ合計に含めること）